

仮 契 約 書

譲与者 墨田区 を甲とし、譲受者 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により仮契約（以下「この仮契約」という。）を締結する。

（譲与物件）

第 1 条 甲は、その所有する次に掲げる建物（囲障、その他工作物等を含む。以下「譲与物件」という。）を譲与し、乙は、これを譲り受ける。

所在（住居表示）	構 造	床 面 積
墨田区亀沢一丁目 2 7 番 5 号	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建	1 階 4 5 4 . 3 9 m ²
		2 階 4 1 8 . 4 8 m ²
		3 階 3 1 4 . 3 0 m ²
		4 階 3 3 5 . 8 0 m ²
		5 階 3 2 1 . 8 0 m ²
		R 階 2 0 . 2 5 m ²
		計 1 , 8 6 5 . 0 2 m ²

（本契約の締結）

第 2 条 譲与物件に係る譲与契約(以下「本契約」という。)は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に該当し、議会の議決を要するので、この議決を経た後、甲及び乙は、甲が指定する日までに、本契約を締結するものとする。

2 本契約の締結と同時に、甲及び乙は、譲与物件の敷地に係る一般定期借地権設定契約（以下「定期借地契約」という。）を締結するものとする。

（仮契約の効力）

第 3 条 前条第 1 項の議会の議決が得られなかった場合、この仮契約は、失効するものとし、甲及び乙は、本契約（定期借地契約を含む。以下この条において同じ。）を締結しないものとする。この場合において、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を締結しないことができる。

乙が破産手続開始の決定を受け、又はその資産信用状態が著しく低下したとき。

乙に甲が定めた事業者の公募に応じるために必要な資格又は本契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。

3 乙は、この仮契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第4条 この仮契約の締結、履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

2 この仮契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

3 この仮契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの仮契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、この仮契約の締結を証するため、この仮契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
甲 墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

乙